

長崎県後期高齢者医療広域連合議会の定例会招集に関する規則

平成19年2月2日

規則第1号

長崎県後期高齢者医療広域連合議会の定例会は、毎年2月及び8月に招集する。ただし、都合により繰り上げ、又は繰り下げることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。